

訪問看護ステーション あゆみ 重要事項説明書

1. 事業者概要

事業者名称	社会医療法人 清風會		
所在地	岡山県津山市日本原352		
代表者名	理事長 森 崇文		
電話番号	0868-36-3311		
設立年月日	昭和31年12月28日		

2. 事業所について

事業所の名称	訪問看護ステーション あゆみ		
所在地	岡山県津山市日本原352		
管理者名	清水 みゆき (看護師)		
電話番号	0868-36-6366	FAX	0868-36-6376
指定日	平成19年11月1日		
指定番号	介護保険:3360390078	医療保険:0390078	
通常事業実施地区	津山東中学校区、勝北中学校区、奈義中学校区、勝央中学校区、勝田中学校区、美作中学校区、加茂中学校区		

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	居宅において、訪問看護の必要性を主治医に認められた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とします。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none">訪問看護ステーションあゆみ（以下事業所という）の看護師等は、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指します。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。明るく安全な看護を提供し、安心と信頼で在宅生活を支援します。その人らしく地域での生活が継続できるよう支援します。

4. 事業所の職員体制

(1) 管理者（看護師） 1名（看護職員と兼務）

管理者は、事業所の従事者の管理および業務等の管理を一元的に行います。また、訪問看護計画書および訪問看護報告書を看護職員に担当させ、その作成に関し必要な指導および管理を行います。

(2) 看護職員 3名以上

看護職員は、主治医の指示のもと、訪問看護の提供にあたる職員です。また、サービス提供にあたっては訪問看護計画書を立案し、その内容に従って実施します。

(3) 理学療法士等 若干名（必要に応じて配置）

理学療法士等は、主治医の指示のもと、リハビリテーションの提供にあたる職員です。

5. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日 但し12/31～1/3は除く
営業時間	平日 8:30～17:30

6. 訪問看護の内容

主治医の指示を受け、（要介護認定者に対しては利用者に関する居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき（要支援認定者は介護予防サービス・支援計画に基づき））利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行ない、援助の目的に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。事業所は、作成した訪問看護計画に基づき訪問看護を提供します。訪問看護のリハビリスタッフによる訪問は看護師の代わりとして行われるものであるため、定期的に看護師が訪問し、状態や計画の評価を行います。訪問看護の内容は以下の通りです。

健康状態の観察	療養生活の相談	主治医の指示による医療処置・管理
薬の管理・症状に対する対応	自宅でのリハビリテーション	療養上の事故防止などの助言
日常生活の看護（入浴・清拭・洗髪・食事や排せつの介助）	ターミナル（終末期）ケア	

7. 利用料その他訪問看護に関わる費用（別紙料金表あり）

基本利用料として、健康保険法又は老人保健法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受け取るものとします。利用者は、訪問看護ステーションあゆみ料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払います。

サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画・介護予防サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行ないます。

各加算において同意の必要なものに関しては、別途同意書にて説明いたします。

8. 事故発生・緊急時・災害時の対応方法

応急的な処置等を行い、速やかに利用者の主治医又は救急機関への連絡を行います。医師の指示に従い処置等対応を行い、緊急連絡先に連絡いたします。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。当事業所は、訪問看護事業共済会「訪問看護事業者総合補償制度」に加入しています。

災害時の対応として、市町村の求めに応じ、必要な情報を市町村へ提供します。

大規模な災害による長期の避難・感染症等による事業所の休止等、当事業者からの訪問看護が一時的に提供できない場合には、緊急的に他の訪問看護ステーションへ病状含めた個人情報を提供し、訪問の代行を依頼する場合があります。

9. 秘密の保持と個人情報保護について

当事業所は、個人情報保護法の趣旨を尊重し、利用者の皆様の個人情報を厳重に管理してまいります。訪問看護の申し込み、訪問看護の提供を通じて収集した個人情報は、利用者・ご家族の方への心身の状況説明、看護記録・台帳の作成等といった訪問看護の提供のために必要に応じて利用いたします。利用者の皆様の個人情報は、訪問看護の提供以外にも、以下のような場合に必要に応じて第三者に提供される場合があります。

- ・ 病院・診療所・薬局及びその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業等とのカンファレンスなどによる連携、照会への回答
- ・ 特別養護老人ホーム等の介護保険施設入所時の照会への回答
- ・ 審査、支払機関へのレセプトの提出
- ・ 保険者への相談、届出、及び照会への回答
- ・ 学会・研究会等での事例研究発表（事前に承諾を取ります）
- ・ 他の訪問看護ステーションへの緊急訪問依頼（事前に緊急訪問が必要か確認いたします）

法令に基づく開示要請があった場合、特別の理由のある場合を除き、収集した情報を上記の利用目的以外のために利用しません。また第三者に提供いたしません。利用者の求めに応じて、サービス提供記録の開示を行ないます。収集した個人情報は、法律に定められた期間、保存することを義務付けられています。保存の実施方法・期間・廃棄処分方法については、適用される法律ごとに異なります。開示請求、苦情・訂正・利用停止等は訪問看護ステーション苦情申立窓口までお申し出ください。

10. 苦情申立窓口

訪問看護ステーション	担当者 清水 みゆき ご利用時間 平日 8:30~17:30 電話 0868-36-6366 FAX 0868-36-6376
市町村の 介護保険課利用者相談係	津山市 高齢介護課 電話 0868-32-2070 奈義町 こども・長寿課 電話 0868-36-6700 勝央町 健康福祉部 電話 0868-38-7102 美作市 高齢福祉課 電話 0868-75-3912
国民健康保険団体連合会	岡山県国民健康保険団体連合会（介護110番） 電話 086-223-8811 FAX 086-223-9109

11. ハラスメントについて

事業所は適切なサービス提供を確保する観点から、職員に対する次に示すハラスメントの防止の為に必要な措置を講じます。

- 直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為
- 人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求、性的嫌がらせ行為

12. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、必要な措置を講じます。看護師等に対し、当該業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

13. 感染症対策について

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図ります。
- 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。
- 職員の健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

14. 虐待の防止について

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- 虐待防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図ります。
- 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施するとともに、措置を適切に実施するための担当者を置くものとします。
- 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。